

国立大学法人弘前大学の役職員の報酬・給与等について

役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

平成18年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

本学が定める役員に支給する期末特別手当（ボーナス）において、文部科学省国立大学法人評価委員会が行う業績評価の結果を勘案し、当該役員の職務の実績等に応じて、その額の100分の10の範囲内で増額又は減額することができることとしている。

役員報酬基準の改定内容

法人の長

常勤役員については、国家公務員に準じて、俸給月額を7%程度引き下げるとともに、平成18年3月31日から引き続き在職する常勤役員については、平成18年3月31日現在の俸給月額を0.3%程度引き下げた額との差額に相当する額を、俸給として支給することとし、併せて期末特別手当の支給割合を0.05月引き上げる改正を行った。

理事

常勤役員については、国家公務員に準じて、俸給月額を7%程度引き下げるとともに、平成18年3月31日から引き続き在職する常勤役員については、平成18年3月31日現在の俸給月額を0.3%程度引き下げた額との差額に相当する額を、俸給として支給することとし、併せて期末特別手当の支給割合を0.05月引き上げる改正を行った。

理事(非常勤)

適用なし

監事

常勤役員については、国家公務員に準じて、俸給月額を7%程度引き下げるとともに、平成18年3月31日から引き続き在職する常勤役員については、平成18年3月31日現在の俸給月額を0.3%程度引き下げた額との差額に相当する額を、俸給として支給することとし、併せて期末特別手当の支給割合を0.05月引き上げる改正を行った。

監事(非常勤)

適用なし

2 役員報酬等の支給状況

役名	平成18年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況	
	報酬(給与)	賞与	その他(内容)	就任	退任	
法人の長	千円 19,302	千円 13,704	千円 5,547	千円 51 (寒冷地手当)		
理事 (5人)	千円 62,497	千円 44,340	千円 16,994	千円 168 (調整手当) 24 (通勤手当) 564 (単身赴任手当) 407 (寒冷地手当)	4月1日1名	
理事 (非常勤) (0人)	千円	千円	千円	千円 ()		
監事 (1人)	千円 9,334	千円 7,104	千円 1,914	千円 265 (通勤手当) 51 (寒冷地手当)	4月1日1名	
監事 (非常勤) (1人)	千円 210	千円 210	千円	千円 ()		

・「調整手当」とは、民間における賃金、物価及び生計費が特に高い地域に在勤する役員に支給されているものである。

3 役員の退職手当の支給状況(平成18年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間	退職年月日	業績勘案率	摘 要
法人の長	千円	年 月			該当者無し
理事	千円	年 月			該当者無し
監事	千円 2,112	年 月 2 0	平成18年 3月31日	-	増額又は減額の実績なし 理由:特に増額又は減額とする 必要はないと、法人の長が 判断した。

職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

人件費管理の基本方針

中期目標期間中の予算の年度展開を参考に、本学で決定した当初予算の範囲内で運用。適正人件費を職種ごとに定めた試算単価の積算と考え、これを基本として管理運営を行う。

職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

国家公務員の給与を参考とし、本学の実情を踏まえた適正なものとなるよう、給与水準を決定。

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

国家公務員に準じた個人評価を行い、その結果及び職員の勤務成績等を総合的に判定し、当該職員の昇給、昇（降）格の実施及び賞与（6月及び12月）において支給割合の増減を行っている。

〔能率、勤務成績が反映される給与の内容〕

給与種目	制度の内容
賞与・勤勉手当 (査定分)	6月1日及び12月1日にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれの日以前6か月以内の期間における当該職員の勤務成績等に応じて、支給割合を決定する。
昇給	4月から12月までの期間を良好な成績で勤務した職員について、2号俸(特定職員は1号俸、55歳以上の職員は0号俸)上位の号俸に昇給させることができる。 また、同期間を特に良好な成績で勤務した職員及び顕著な功績を挙げた職員について、上記による号俸よりもさらに上位の号俸に昇給させることができる。
昇(降)格	勤務成績が優秀で、かつ本学が定める基準を満たす職員の能力等を総合的に判断し、上位の級に決定することができる。勤務成績等が不良な場合は、下位の級に決定することができる。

ウ 平成18年度における給与制度の主な改正点

1. 俸給表の水準を全体として平均5.1%程度引き下げるとともに、平成18年3月31日から引き続き在職する職員等について、同日に受けていた俸給月額を0.3%程度引き下げた額との差額に相当する額を、俸給として支給することとした。
2. 俸給表の水準引き下げとの整合性をとるため、俸給の調整額の見直しを行った。
3. 昇給の時期を年1回(1月1日)とした。
4. 特別職俸給表(国の指定職俸給表に準じたもの)を新設した。
5. 俸給の特別調整額の支給対象者を見直すとともに、一部の支給対象者について定額とした。
6. 初任給調整手当の月額を最大200円引き下げた。
7. 配偶者に係る扶養手当月額を13,500円から13,000円に引き下げた。
8. 勤勉手当の標準成績率を70/100から71/100に引き上げた。
9. 職務にかかる負担が極めて大きいと認められる職員等を支給対象とする職務付加手当を新設した。

2 職員給与の支給状況

職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成18年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内		うち賞与
					うち通勤手当	
常勤職員	1,347	44.9	6,998	5,091	28	1,907
事務・技術	292	40.2	5,233	3,849	37	1,384
教育職種 (大学教員)	602	48.4	8,767	6,340	20	2,427
医療職種 (病院医師)	該当者なし					
医療職種 (病院看護師)	289	43.5	5,572	4,066	35	1,506
技能・労務職種	15	52.3	5,368	3,929	44	1,439
教育職種 (附属義務教育学校教員)	51	38.7	6,392	4,729	38	1,663
教育職種 (附属高校教員等)	24	41.7	7,204	5,310	19	1,894
医療職種 (病院医療技術職員)	73	43.5	5,724	4,176	34	1,548
指定職種	1					

区分	人員	平均年齢	平成18年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内		うち賞与
					うち通勤手当	
再任用職員	1					
事務・技術	1					
教育職種 (大学教員)	該当者なし					
医療職種 (病院医師)	該当者なし					
医療職種 (病院看護師)	該当者なし					

非常勤職員	106	41.9	3,458	2,898	30	560
事務・技術	27	54.3	3,862	2,865	44	997
教育職種 (大学教員)	該当者なし					
医療職種 (病院医師)	46	32.5	2,952	13	0	254
医療職種 (病院看護師)	3	40.2	4,318	3,189	24	1,129
技能・労務職種	21	52.4	3,964	2,940	56	1,024
医療職種 (病院医療技術職員)	9	28.2	3,365	2,524	9	841

注：常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

注：常勤職員の指定職種および再任用職員の事務・技術職種については、該当者が2人以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、人数以外は記載していない。

注：「指定職種」とは、特に指定された高度な業務を行う職種を示す。

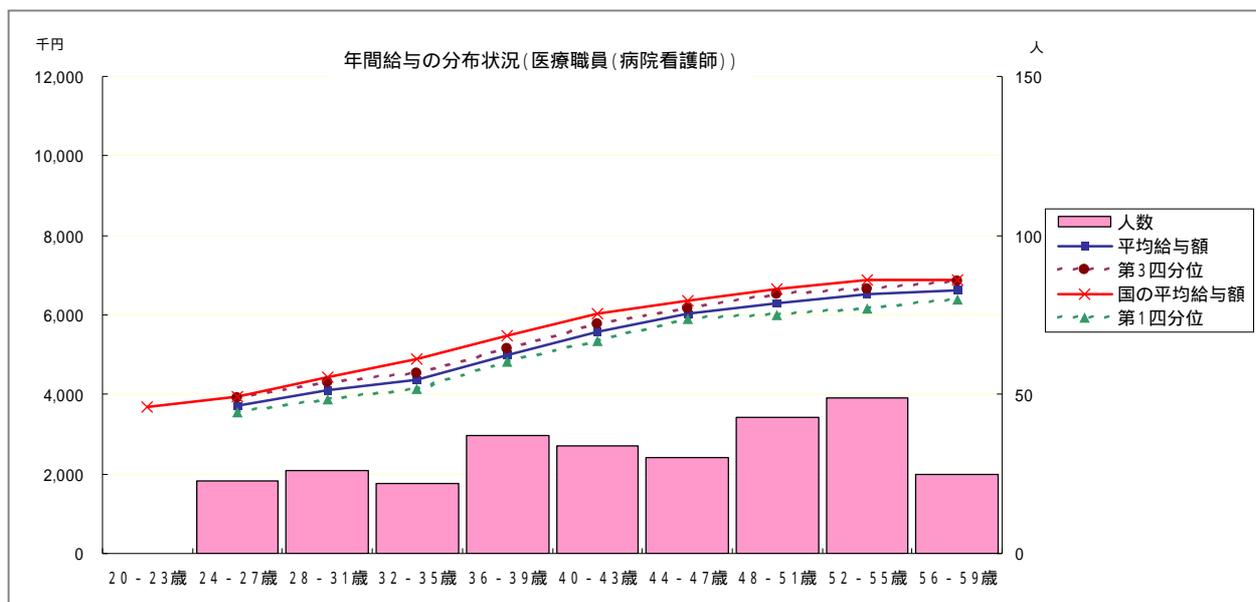
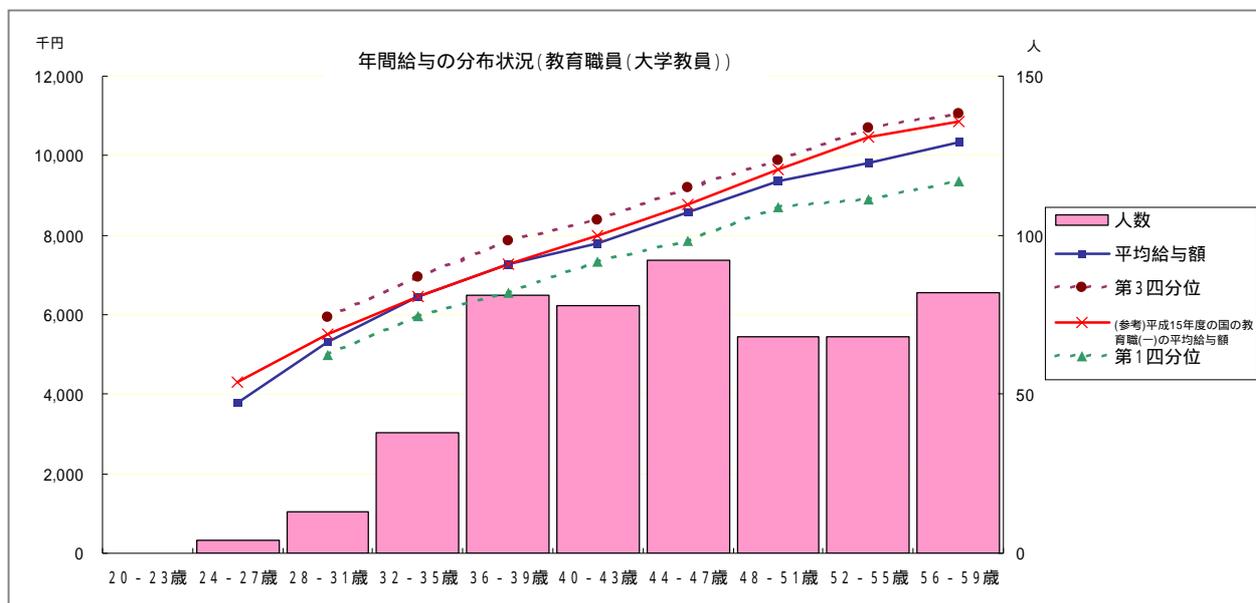
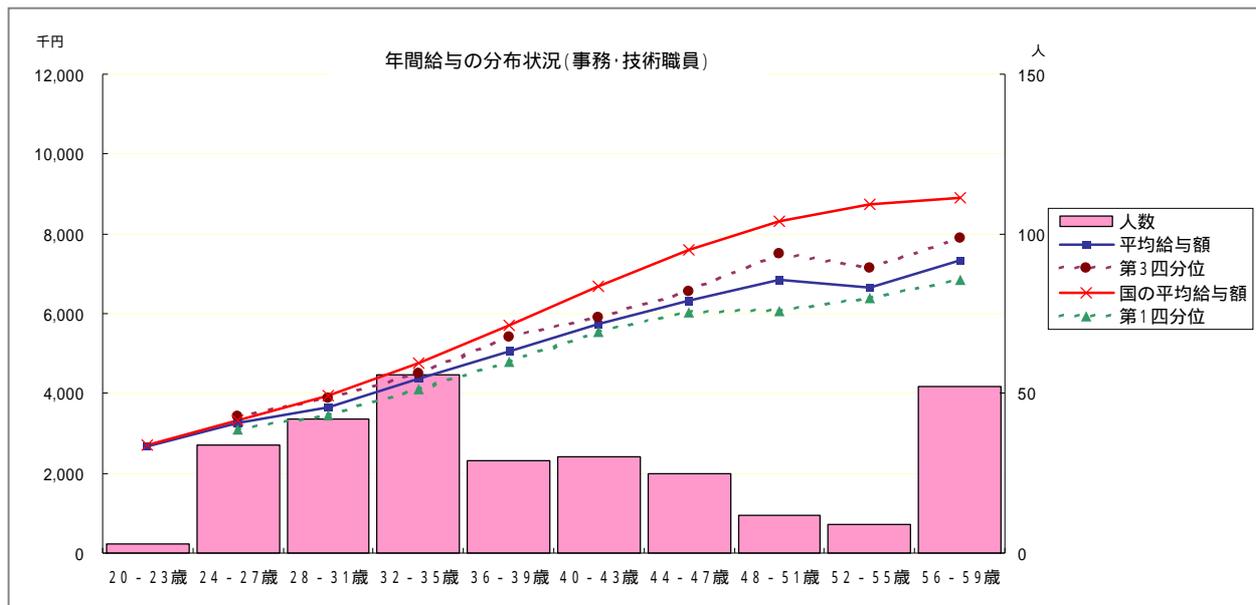
「技能・労務職種」とは、自動車運転手、看護助手等の業務を行う職種を示す。

「教育職種（附属高校教員等）」には、附属特別支援学校教員を含む。

「教育職種（附属義務教育学校教員等）」には、附属幼稚園教員を含む。

注：「在外職員」及び「任期付職員」の区分は、該当者がいないため、表の記載を省略した。

年間給与の分布状況(事務・技術職員 / 教育職員(大学教員) / 医療職員(病院看護師))(在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、まで同じ。)



注： の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、まで同じ。

- ・事務・技術職員の22-23歳および教育職員(大学教員)の24-27歳の年齢階層の該当者は4名以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、第1・第3分位折れ線を記載していない。

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位	平均	四分位
			第1分位		第3分位
	人	歳	千円	千円	千円
代表的職位					
・部長	4	58.0	-	9,925	-
・課長	20	55.7	7,344	7,942	8,358
・課長補佐	24	54.5	6,514	6,886	7,106
・係長	90	45.7	5,509	5,984	6,488
・主任	33	40.0	4,405	4,879	5,180
・係員	121	30.2	3,375	3,752	4,150

(教育職員(大学教員))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位	平均	四分位
			第1分位		第3分位
	人	歳	千円	千円	千円
代表的職位					
・教授	220	56.0	9,772	10,494	11,064
・准教授	193	47.3	7,806	8,361	8,944
・講師	76	44.2	7,334	7,890	8,530
・助教	104	38.9	6,171	6,761	7,366
・助手	9	30.1	3,980	4,584	5,151

(医療職員(病院看護師))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位	平均	四分位
			第1分位		第3分位
	人	歳	千円	千円	千円
代表的職位					
・看護部長	1		-		-
・副看護部長	3	52.8	-	7,110	-
・看護師長	23	52.4	6,653	6,872	7,089
・副看護師長	56	49.3	5,944	6,296	6,598
・看護師	206	40.7	4,328	5,146	6,042

- ・課長には同相当職である「室長」及び「事務長」を、課長補佐には同相当職である「室長補佐」及び「事務長補佐」を、係長には同相当職である「技術専門職員」を含む。
- ・看護部長の該当者は1名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、平均年齢及び年間給与の平均額については記載していない。
- ・代表的職位の「部長」、「看護部長」及び「副看護部長」の該当者は4人以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、第1・第3分位の値を記載していない。

職級別在職状況等(平成19年4月1日現在)(事務・技術職員/教育職員(大学教員)/医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
標準的な職位		一般職員	主任 一般職員	係長 主任	課長補佐 係長	課長 課長補佐	課長	部長
人員 (割合)	292人	40人 (13.7%)	100人 (34.2%)	90人 (30.8%)	35人 (12.0%)	15人 (5.1%)	8人 (2.7%)	4人 (1.4%)
年齢(最高 ~最低)		30~23歳	43~27歳	59~35歳	59~46歳	59~49歳	59~43歳	58~56歳
所定内給 与年額(最高 -最低)		2,675~ 1,969千円	3,907~ 2,419千円	5,048~ 3,315千円	5,529~ 4,347千円	6,414~ 5,051千円	6,366~ 5,722千円	7,610~ 7,042千円
年間給与 額(最高 -最低)		3,550~ 2,675千円	5,262~ 3,288千円	6,792~ 4,562千円	7,504~ 6,000千円	8,548~ 7,101千円	8,709~ 7,802千円	10,318~ 9,489千円

区分		8級	9級	10級
標準的な職位		部長	別に定める	別に定める
人員 (割合)		該当者なし (0.0%)	該当者なし (0.0%)	該当者なし (0.0%)
年齢(最高 ~最低)		~歳	~歳	~歳
所定内給 与年額(最高 -最低)		~千円	~千円	~千円
年間給与 額(最高 -最低)		~千円	~千円	~千円

(教育職員(大学教員))

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級
標準的な職位		助手	助教	講師	准教授	教授	別に定める
人員 (割合)	602人	1人 (0.2%)	112人 (18.6%)	77人 (12.8%)	192人 (31.9%)	220人 (36.5%)	該当者なし (0.0%)
年齢(最高 ~最低)		~歳	64~25歳	64~30歳	64~32歳	64~43歳	~歳
所定内給 与年額(最高 -最低)		~千円	6,503~ 2,717千円	7,193~ 4,081千円	8,334~ 4,271千円	9,893~ 5,389千円	~千円
年間給与 額(最高 -最低)		~千円	8,275~ 3,699千円	9,617~ 5,673千円	11,099~ 5,916千円	13,877~ 7,533千円	~千円

(医療職員(病院看護師))

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
標準的な職位		准看護師	看護師	看護師長	副看護部長 看護師長	看護部長 副看護部長	看護部長	看護部長
人員 (割合)	289人	該当者なし (0.0%)	206人 (71.3%)	59人 (20.4%)	20人 (6.9%)	4人 (1.4%)	該当者なし (0.0%)	該当者なし (0.0%)
年齢(最高 ~最低)		~	59~25 歳	59~38 歳	59~46 歳	56~46 歳	~	~
所定内給 与年額(最高 -最低)		~	4,786~ 2,536 千円	5,260~ 3,726 千円	5,382~ 4,563 千円	6,139~ 4,734 千円	~	~
年間給与 額(最高 -最低)		~	6,563~ 3,453 千円	7,263~ 5,149 千円	7,522~ 6,397 千円	8,278~ 6,680 千円	~	~

注：教育職員（大学教員）の表中、1級における該当者が1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「年齢（最高～最低）」以下の事項について記載していない。

注：「標準的な職位」欄中「別に定める」としている職位については、平成19年4月1日現在、特に決めていない。

賞与(平成18年度)における査定部分の比率(事務・技術職員 / 教育職員(大学教員) / 医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

区分	夏季(6月)	冬季(12月)	計	
管理職員	一律支給分(期末相当)	65.1%	67.9%	66.6%
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	34.9%	32.1%	33.4%
	最高～最低	42.6～32.5%	39.4～29.2%	40.7～31.0%
一般職員	一律支給分(期末相当)	66.2%	69.3%	67.8%
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	33.8%	30.7%	32.2%
	最高～最低	36.7～31.3%	33.6～28.5%	34.6～29.8%

(教育職員(大学教員))

区分	夏季(6月)	冬季(12月)	計	
管理職員	一律支給分(期末相当)	63.1%	66.2%	64.7%
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	36.9%	33.8%	35.3%
	最高～最低	46.9～32.6%	43.1～29.7%	44.9～31.1%
一般職員	一律支給分(期末相当)	66.3%	69.3%	67.9%
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	33.7%	30.7%	32.1%
	最高～最低	36.7～28.6%	33.6～28.6%	35.1～29.7%

(医療職員(病院看護師))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	%	%	%
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	%	%	%
	最高～最低	～	～	～
一般職員	一律支給分(期末相当)	%	%	%
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	65.9	69.1	67.6
	最高～最低	36.7～31.2	33.6～26.2	33.6～29.8

・医療職員(病院看護師)における管理職員は1名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから記載していない。

職員と国家公務員及び他の国立大学法人等との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員 / 教育職員(大学教員) / 医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

对国家公務員(行政職(一)) 86.6

对他の国立大学法人等 97.2

(教育職員(大学教員))

对他の国立大学法人等 96.3

(医療職員(病院看護師))

对国家公務員(医療職(三)) 93.7

对他の国立大学法人等 95.8

注1: 当法人の年齢別人員構成をウエイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「对他の国立大学法人等」においては、すべての国立大学法人等を一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出

給与水準の比較指標について参考となる事項

教育職員(大学教員)の平成15年度の国の教育職(一)との比較指標 96.9

総人件費について

区 分	当年度 (平成18年度)	前年度 (平成17年度)	比較増 減	中期目標期間開始時(平成16年度)からの増 減
給与、報酬等支給総額 (A)	千円 11,544,281	千円 11,718,972	千円 (%) 174,691 (1.5)	千円 (%) 52,146 (0.4)
退職手当支給額 (B)	千円 1,224,693	千円 1,218,154	千円 (%) 6,539 (0.5)	千円 (%) 133,849 (12.3)
非常勤役職員等給与 (C)	千円 1,517,389	千円 1,448,472	千円 (%) 68,917 (4.8)	千円 (%) 56,451 (3.9)
福利厚生費 (D)	千円 1,636,482	千円 1,623,214	千円 (%) 13,268 (0.8)	千円 (%) 45,255 (2.8)
最広義人件費 (A + B + C + D)	千円 15,922,845	千円 16,008,812	千円 (%) 85,967 (0.5)	千円 (%) 183,409 (1.2)

総人件費について参考となる事項

- ・「給与、報酬等支給総額」については、対前年度比1.5%の減少となるが、これは国家公務員に準じて、教職員の俸給月額を引き下げたことによるものと考えられる。
- ・「最広義人件費」については、対前年度比0.5%の減少となるが、これは「給与、報酬等支給総額」の減少によるもののほか、非常勤職員（医療系）の増員による「非常勤役職員等給与」の増加等によるものと考えられる。

）中期目標の人事の適正化に関する目標として、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（平成18年法律第47号）及び「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）において示された総人件費改革の実行計画を踏まえ、人件費の削減を行うこととする。

）中期計画の教職員の人事の適正化に関する目標として、総人件費改革の実行計画を踏まえ、平成21年度までに概ね4%の人件費の削減を図ることとする。

）基準年度の「給与、報酬等支給総額」 11,718,972千円
 当年度の「給与、報酬等支給総額」 11,544,281千円
 当年度までの人件費削減率 1.5%

当年度の「給与、報酬等支給総額」 11,544,281千円
 平成17年度の「人件費予算相当額」 12,053,904千円
 人件費の削減率(対人件費予算相当額) 4.2%

法人が必要と認める事項

特になし。